第31号議案

「リフレッシュ理科教室 「作って!遊んで!おもしろサイエンス」」の 共催名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

提 出 者 文京区教育委員会 教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2024年 4月23日

文京区教育委員会 殿

申請者(申請団体)公益社団法人応用物理学会応用物理教育分科会

関東地区リフレッシュ理科教室

住所 (所在地)

113-0031 東京都文京区根津 1-21-5

応物会館

代表者名

(ふりがな) そえ くみ

曽江 久美

代表者連絡先

関東地区リフレッシュ理科教室実行委員長

曽江久美

(事務担当者)

中央大学理工学部

教養物理実験準備室:03-3817-1790

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 英催 後援名義を使用したく、申請します。

記

1-2					
事業名		リフレッシュ理科教室 「作って!遊んで!おもしろサイエンス」			
共催又は後援名義等 の使用を必要とする 理由		応用物理学会のリフレッシュ理科教室は、日本全国で開催しています。本実行委員のみでは、対象となる児童および生徒への周知が難しいこと、会場の確保や設備が十分に整っていない(子供仕様ではない)などの状況があります。本活動を開催するにあたって是非とも連携(共催)していただきたく存じます。			
実施期間		2024年 8月27日(火) から 2024年 8月27日(火) まで (1 日間)			
実施場所		文京区教育センター			
事	目 部 ※	学会が実施する児童・生徒にたいする「リフレッシュ理科教室」は、科学啓発活動を主としています。参加者個人が実験や科学に実際に触れる(体験)活動を通じて、科学に興味関心を持つことや私たちの生活に関わり合いがある総合的な物の見方を育むことを目的としております。この活動を通じて、広い視野で物事を考える力を養うことが期待されます。			
業 	内 容	光の3原色を使って、自分の好きな色のランプを作ってみよう! また、プログラミングとmicro:bitを使い赤・緑・青色の光量や時間を工夫し て、自分だけのオリジナルランプを作ろう!			
容	対象者	文京区内の小・中学生 (参加予定人員 50人)			
	参加費	無料になります			
他団体の 共催、後援等 (申請中、承認済の別)		ありません			
備	備 考 午前1回、午後1回(プログラミング含む)実施します				
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する 同意しない					

^{※「}目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

リフレッシュ理科教室 事業概要 (案)

1 目的

学会が実施する児童・生徒にたいする「リフレッシュ理科教室」は、科学啓発活動を主としています。参加者個人が実験や科学に実際に触れる(体験)活動を通じて、科学に興味関心を持つことや私たちの生活に関わり合いがある総合的な物の見方を育むことを目的としております。この活動を通じて、広い視野で物事を考える力を養うことを期待している。

2 事業概要

資源の乏しい我が国が繁栄し続けるには、科学技術開発やこれを支える優れた人材の育成が重要です。応用物理学会は、人類の豊かな暮らしに資する科学技術の研究開発を目指す人たちで構成される科学技術の専門集団として次世代の研究者や技術者を育成する役割を担っており、1997年より毎年、日本各地において若い世代に科学技術の素晴らしさを伝える「リフレッシュ理科教室」を開催しています。

「リフレッシュ理科教室」では、最新の科学技術を教室で児童に伝えていただくことを目指し、小中学校の先生が教育現場で利用できる理科実験・教材工作の紹介や先端科学技術に関する講演を行うとともに、子どもたちへの実験工作教室も行っています。小中学生の皆さんに新鮮な興味と感動を体験できる場を提供することで、理科好きな児童・生徒が増え、次世代の科学技術を支える人材へと繋がることを願っています。

3 実施内容

- (1) テーマ 「光の3原色を使って、自分の好きな色のランプを作ってみよう!」
- (2) 内容 プログラミングと micro:bit を使い赤・緑・青色の光量や時間を工夫して、自分だけの オリジナルランプを作ります。
- (3) 主催 公益社団法人応用物理学会応用物理教育分科会 関東地区リフレッシュ理科教室
- (4) 実施日 8月27日(火) 午前・午後(2回)
- (5)参加対象者 文京区内小学校3年生~中学生(各回25名ずつ・参加予定人員 50人)
- (6)参加費 無料
- (7) 開催場所 文京区教育センター 研修室

4 連絡先

関東地区リフレッシュ理科教室実行委員長 曽江久美

(中央大学理工学部 教養物理実験準備室:03-3817-1790)

事業予算書

事業名 リフレッシュ理科教室 作って!遊んで!おもしろサイエンス

団体名 応用物理学会応用物理教育分科会 関東地区リフレッシュ理科教室

収	入 単位:円	支	出 単位:円
収 リフレッシュ理科教室 補助金 参加費 応用物教育分科会からの 支援金 助成金(県・市など)	90, 000 0 31, 800 0	支 テキスト等印刷代 講教 (含所得税) 会議費 旅賃貸料 通費 (機材運搬費など) 実験材料費 アルバイト代	出 単位:円 15,000 0 10,000 5,000 0 3,000 60,000 28,800
計	121, 800	計	121, 800

2024年 4月18日

(備 考)

第1章 総則

(名称)

第 1 条この法人は、公益社団法人応用物理学会と称し、英文名では The Japan Society of Applied Physics と称する.

• (事務所)

第2条この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く.

• 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる.

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条この法人は、応用物理学および関連学術分野の研究の促進ならびに成果の普及に関する事業を行い、もって社会の発展に寄与することを目的とする.

(事業)

第4条この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う.

- (1)学術講演会,研究発表会,講習会等の開催及び人材育成,教育事業
- 。 (2)機関誌, 論文誌, 図書の刊行及び調査研究事業
- 。 (3)表彰, コンクール等の事業
- 。 (4)研究支援事業
- 。 (5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2前項の事業については、本邦及び海外で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条この法人に、次の会員を置く

- 。 (1)正会員 応用物理学に関し学識経験がある者
- 。 (2)学生会員 学部在学生およびこれに準ずる者で, 応用物理に関係 ある課程を修めている者
- 。 (3)法人会員 この法人の目的を賛助し、又は本会の事業に協力する 団体
- 。 (4)準会員 主としてこの法人の分科会等の事業に参加,協力する個人 又は団体
- 2この法人の社員は、概ね正会員 200 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める).
- 3代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う、代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は,正会員の中から選ばれることを要する.正会員は,前項の代議 員選挙に立候補することができる.
- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙 する権利を有する、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6第3項の代議員選挙は、代議員の半数を改選するため、毎年11月から12月にかけて実施することとし、代議員の任期は、選挙終了後の2月1日から翌々年の1月31日までの2年間とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

- 7代議員が欠けた場合、又は代議員の員数を欠くこととなった場合には、補欠の代議員を選挙する。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - 。 (1)法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
 - 。 (2)法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - 。 (3)法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - 。 (4)法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5)法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - 。 (6)法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - 。 (7)法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧 等)
 - (8)法人法第246条第3項,第250条第3項及び第256条第3項の 権利(合併契約等の閲覧等)
- 9 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって 生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、こ の責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。た だし、第 23 条の規定により役員の責任を免除し、又は外部監事と責任限定契 約を締結することができる。

(会員の資格の取得)

第6条この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

• (除名)

第 9 条会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって 当該会員を除名することができる。

- 。 (1)この定款その他の規則に違反したとき.
- 。 (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき.
- 。 (3)その他除名すべき正当な事由があるとき.

(会員資格の喪失)

第 10 条前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 。 (1)第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき.
- 。 (2)総代議員が同意したとき.
- 。 (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき.
- 2代議員たる正会員については、会員資格の喪失をもって同時に代議員の資格も喪失する.

第4章 総会

(構成)

第11条総会は、第5条第2項に定める代議員をもって構成する.

- 2 総会をもって, 法人法上の社員総会とする.
- (権限)

第12条総会は、次の事項について決議する.

- 。 (1)会員の除名
- 。 (2)理事及び監事の選任又は解任
- 。 (3)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- 。 (4)定款の変更
- 。 (5)解散及び残余財産の処分

。 (6)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた 事項

• (開催)

第 13 条総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する.

(招集)

第 14 条総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する.

• 2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

• (議長)

第15条総会の議長は、会長がこれに当たる.

• (議決権)

第16条総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第 17 条総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず, 次の決議は, 総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う.
 - 。 (1)会員の除名
 - 。 (2)監事の解任
 - 。 (3)定款の変更
 - 。 (4)解散
 - 。 (5)その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない、理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする.

(議事録)

第 18 条総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する.

• 2 出席した会長及び副会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する.

第5章 役員

(役員の設置)

第19条この法人に、次の役員を置く

- 。 (1)理事 15 名以上 30 名以内
- 。 (2)監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち 1 名以上 3 名以内を副会長とし、副会長のうち 1 名を次期会長候補副会長とする。副会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち 12 名以内を常務理事とし、常務理事をもって法人法上の業務執 行理事とする.

(役員の選任)

第20条理事および監事は、総会において正会員中から選任する。ただし、監事は総会において特に選任理由を説明した場合は、正会員外から選任することができる。

- 2 理事および監事の改選数は、理事会で定める.
- 3会長および次期会長候補副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、正会員に会長および次期会長候補副会長候補者を付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。
- 4副会長,常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 理事のうち, 理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他 法令で定める特別の関係にある者の合計数は, 理事総数の 3 分の 1 を超え てはならない. 監事についても, 同様とする.

• 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない、監事についても、同様とする.

(理事の職務及び権限)

第 21 条理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する.

- 2会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する.
- 4 常務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する.
- 5 代表理事及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

• 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の責任免除等)

第23条この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

• 2 この法人は、外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める 要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度 額とする。

(役員の任期)

第 24 条理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする.

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする.
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は,第 19 条に定める定数に足りなくなるときは,任期の満了 又は辞任により退任した後も,新たに選任された者が就任するまで,なお理事 又は監事としての権利義務を有する.
- (役員の解任)

第 25 条理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

• (報酬等)

第26条理事及び監事は、無報酬とする.

第6章 理事会

• (構成)

第27条この法人に理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する.
- (権限)

第28条理事会は、次の職務を行う.

- 。 (1)この法人の業務執行の決定
- 。 (2)理事の職務の執行の監督
- 。 (3)会長, 副会長, 常務理事の選定及び解職
- (招集)

第29条理事会は、会長が招集する.

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する.
- (決議)

第30条理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

• 2前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

• (議事録)

第 31 条理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する.

• 2出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する.

第7章 資産及び会計

• (事業年度)

第 32 条この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる.

(事業計画及び収支予算)

第 33 条この法人の事業計画書,収支予算書,資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする.

• 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度 が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする.

(事業報告及び決算)

第34条この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 。 (1)事業報告
- 。 (2)事業報告の附属明細書
- 。 (3)貸借対照表
- 。 (4)損益計算書(正味財産増減計算書)

- 。 (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 。 (6)財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち, 第 1 号, 第 3 号, 第 4 号及び第 6 号の書類については, 定時総会に提出し, 第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款は主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿は主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 。 (1)監査報告
 - 。 (2)理事及び監事の名簿
 - 。 (3)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第 35 条会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする.

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条この定款は、総会の決議によって変更することができる.

(解散)

第 37 条この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く.)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする.

(残余財産の帰属)

第39条この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条この法人の公告は、電子公告により行う、

• 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による.

第10章 その他

(委員会)

第 41 条この法人の事業を遂行するため必要があるときは、理事会の議決により委員会を 置くことができる.

• 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

· (支部·分科会)

第 42 条この法人の事業を遂行するため必要があるときは、理事会の議決により支部及び分科会を置くことができる。

• 2 支部及び分科会の任務,構成及び運営に関し必要な事項は,理事会の決 議により別に定める.

• (事務局)

第 43 条この法人の事務を処理するために事務局を設け、所要の職員をおく.

- 2事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する.
- 3事務局の運営および職員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

• (情報公開)

第 44 条この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を積極的に公開するものとする.

• 2情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める.

• (個人情報)

第 45 条この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする.

• 2個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める.

附則

• 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施 行する.

- 2この法人の最初の代表理事は,白木靖寛,小長井誠,一村信吾とする. この法人の最初の業務執行理事は,荒木敬介,藤原聡,笹木敬司,藤枝信次,和田一実,河田聡,荒木勉,斧高一とする.
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法 律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立 の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前 日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 附則 1 の公益法人の設立の登記の日において旧定款第 19 条の役員の社員たる地位は失われる.
- 2011年6月1日施行
- 2011年7月8日第2条1項変更
- 2024年3月15日第19条3項·第20条3項変更

第 63 期 (2024 年度) 役員

* 常務理事

【会長】

木本 恒暢 (京都大学)

【次期会長候補副会長】

安達 千波矢 (九州大学)

【副会長】

- ・為近 恵美 (横浜国立大学)
- ・木下 啓藏 (アイオーコア)

【理事】

総務

- ・柴田 聡 (パナソニック オペレーショナルエクセレンス) *
- · 多田 宗弘 (慶應義塾大学)

財務

- ·河口 研一 (富士通) *
- ・栗原 一彰 (キオクシア)

国際交流

- ·中塚 理 (名古屋大学) *
- ・モラル ダニエル (静岡大学)

広報

- · 昌原 明植 (產業技術総合研究所) *
- · 富永 依里子 (広島大学)

会員

- · 竹岡 裕子 (上智大学) *
- ·田和 圭子 (関西学院大学)

人材育成・教育企画

- ・ 芦原 聡 (東京大学) *
- ・石川 由加里 (ファインセラミックスセンター)

機関誌企画・編集

- ・西山 伸彦 (東京工業大学) *
- ・吾郷 浩樹 (九州大学)

講演会企画・運営

·平野 愛弓 (東北大学) *

- ・岩本 敏 (東京大学)
- 論文誌企画・編集
- ・伊藤 貴司 (岐阜大学) *
- · 小野 輝男 (京都大学)
- 事務局運営
- ・江崎 瑞仙 (東芝) *
- 北海道支部
- ・森田 隆二 (北海道大学)
- 東北支部
- ・宮﨑 譲 (東北大学)
- 東海支部
- · 伊藤 昌文 (名城大学)
- 北陸・信越支部
- ・橋本 佳男 (信州大学)
- 関西支部
- · 裏 升吾 (京都工芸繊維大学)
- 中国四国支部
- ・鶴町 徳昭 (香川大学)
- 九州支部
- ・堀江 雄二 (鹿児島大学)

【監事】

- ・平野 嘉仁 (ハイティラ)
- · 平本 俊郎 (東京大学)



小学3年生程度~中学生のお子さんと参加可能な応用物理学会会員

【はじめに】Zoomを利用して「オンライン理科教室」を開催し、参加者(※)は事前に配布される理科工作キット等を使って、理科講師の指導の下でご家族と一緒に理科工作に取り組んで戴きます。

詳しい内容はお申込URLでご欄ください。 【日 時他】2023年8月6日(日)14時~16時(予定)、Zoom(ブレイクアウトルームを利用予定)

【参加費】無料

【参加人数】5~20名/テーマ(テーマにより異なります)。

申込多数の場合は抽選。※参加者は7月中旬ごろお知らせします。

【備 考】事前に配布される理科工作キットは1家族1セットとさせて戴きます。

【申込締切】2023年7月9日(日)

【申込URL】https://business.form-mailer.jp/fms/0eabb06f202232



お申込みは

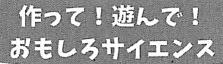
応用物理学会共催事業





リフレッシュ 理科教室





一 開催日時 一 8月27日(火)



テーマ

光の3原色を使って、自分の好きな色のランプを作ってみよう!

内容

プログラミングとmicro:bitを使い赤・緑・青色の光量や時間を工夫して、自分だけのオリジナルランプを作ろう!

目程等

令和6年8月27日(火)

午前10時~正午 午後2時~午後4時

对象

日時

文京区在住・在学の 小学3年生~中学生

定員

午前・午後 どちらも25名

参加贯

無料

申し込み方法

申し込み期間

ОЛОН (O) \sim ОЛОН (O)

入力 フォーム 二次元コード

その他

〇 申し込みフォーム (WEB)又は往復はがきでお申し込みください。

主催:応用物理学会

文京区教育センター

会場:文京区湯島4-7-10

(文京区教育センター)

連絡先:文京区教育センター

03 (5800) 2591

詳細やお問い合わせは

ホームページをご確認ください

二次元 コード

https://www.bunkyo-tky.ed.jp/ed-center/index.cfm/1,html

確認書

文京区教育委員会 殿

住所 (所在地)

113-0031

東京都文京区根津 1-21-5

応物会館

申請者(申請団体)

公益社団法人応用物理学会

応用物理教育分科会

関東地区リフレッシュ理科教室

代表者名

曽江 久美

文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会

1. 営利を目的とした行為

(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)

後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を 取消されることを了解しています。